

Ⅱ．土木工事編

Ⅱ．土木工事編

Ⅱ－ 1	契約保証に係る一般管理費等率の補正について示されたい	Ⅱ－ 1
Ⅱ－ 2	夜間工事の労務単価算定について示されたい	Ⅱ－ 1
Ⅱ－ 3	冬期補正について示されたい	Ⅱ－ 1
Ⅱ－ 4	D I D（人口集中地域）境界図とは何か	Ⅱ－ 1
Ⅱ－ 5	運搬機械の所在地について示されたい	Ⅱ－ 1 7
Ⅱ－ 6	運搬費積上対象機械について示されたい	Ⅱ－ 1 8
Ⅱ－ 7	仮設材の輸送基地について示されたい	Ⅱ－ 1 8
Ⅱ－ 8	仮設材賃料の算定での作業内容（標準作業，軽作業，重作業） について示されたい	Ⅱ－ 1 9
Ⅱ－ 9	月標準稼働日数について示されたい	Ⅱ－ 1 9
Ⅱ－ 1 0	借地料の算定について示されたい	Ⅱ－ 1 9
Ⅱ－ 1 1	物価資料掲載単価の採用方法について示されたい	Ⅱ－ 1 9
Ⅱ－ 1 2	市場単価の採用方法について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 3	見積徴収基準について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 4	資材の規格・寸法等の説明資料について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 5	ダンプトラック運搬（標準）の路面条件 について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 6	芝付工（市場単価）の工種区分について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 7	コンクリートブロック積工（市場単価）の 形状図例について示されたい	Ⅱ－ 2 0
Ⅱ－ 1 8	レディミクストコンクリートの標準使用基準 について示されたい	Ⅱ－ 2 1
Ⅱ－ 1 9	コンクリート型枠の平均設置高について示されたい	Ⅱ－ 2 2
Ⅱ－ 2 0	石綿管撤去の歩掛について示されたい	Ⅱ－ 2 2
Ⅱ－ 2 1	歩掛調査を当該工事の受注者に行わせる場合 について示されたい	Ⅱ－ 2 2
Ⅱ－ 2 2	公社・公団の工事を発注する場合の注意点について示されたい	Ⅱ－ 2 3
Ⅱ－ 2 3	有価物費等のマイナス（－）単価の積算について示されたい	Ⅱ－ 2 2
Ⅱ－ 2 4	設計変更に伴う請負工事価格の計算について示されたい	Ⅱ－ 2 3
Ⅱ－ 2 5	工事の注文書等（例）について示されたい	Ⅱ－ 2 3
Ⅱ－ 2 6	仕様書について示されたい	Ⅱ－ 2 4

II. 土木工事編

II-1

契約保証に係る一般管理費等率の補正について示されたい。

以下の通りである。

保証の方法	補正值 (%)
ケース-1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース-2 : ケース-1以外の場合。	補正しない

注1) ケース-2の具体的例は以下のとおり。

- ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。
- ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約補償費は積算では計上しないものとする。

注2) 契約保証に必用な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

II-2

夜間工事の労務単価算定について示されたい。

労務資材単価表（農業農村整備事業）の「単価管理1-1 労務費（2）夜間工事等の労務単価の取扱いについて」を参照すること。

II-3

冬期補正について示されたい。

冬期補正の取扱いは、平成24年6月26日付け24北整第639号東北農政局整備部長通知によるが、宮城県においては当面の間「適用除外」とする。

II-4

D I D（人口集中地域）境界図とは何か。

総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

宮城県D I D（人口集中地域）設定市町村

大河原 管内：白石市, 角田市, 大河原町, 柴田町

仙台 管内：仙台市, 塩釜市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 富谷町

大崎(旧古川)管内：大崎市(旧古川市), 加美町(旧中新田町)

登米(旧迫) 管内：気仙沼市(旧市), 登米市(旧迫町)

石巻 管内：石巻市(旧市), 東松島市(旧矢本町)

(参考)

宮城県における市町村毎のD I D（人口集中地区）を以下の図に示す。

(平成22年度国勢調査)

04 宮城県 MIYAGI-KEN

市区町村境界図

Boundary Map of Shi,Ku,Machi and Mura

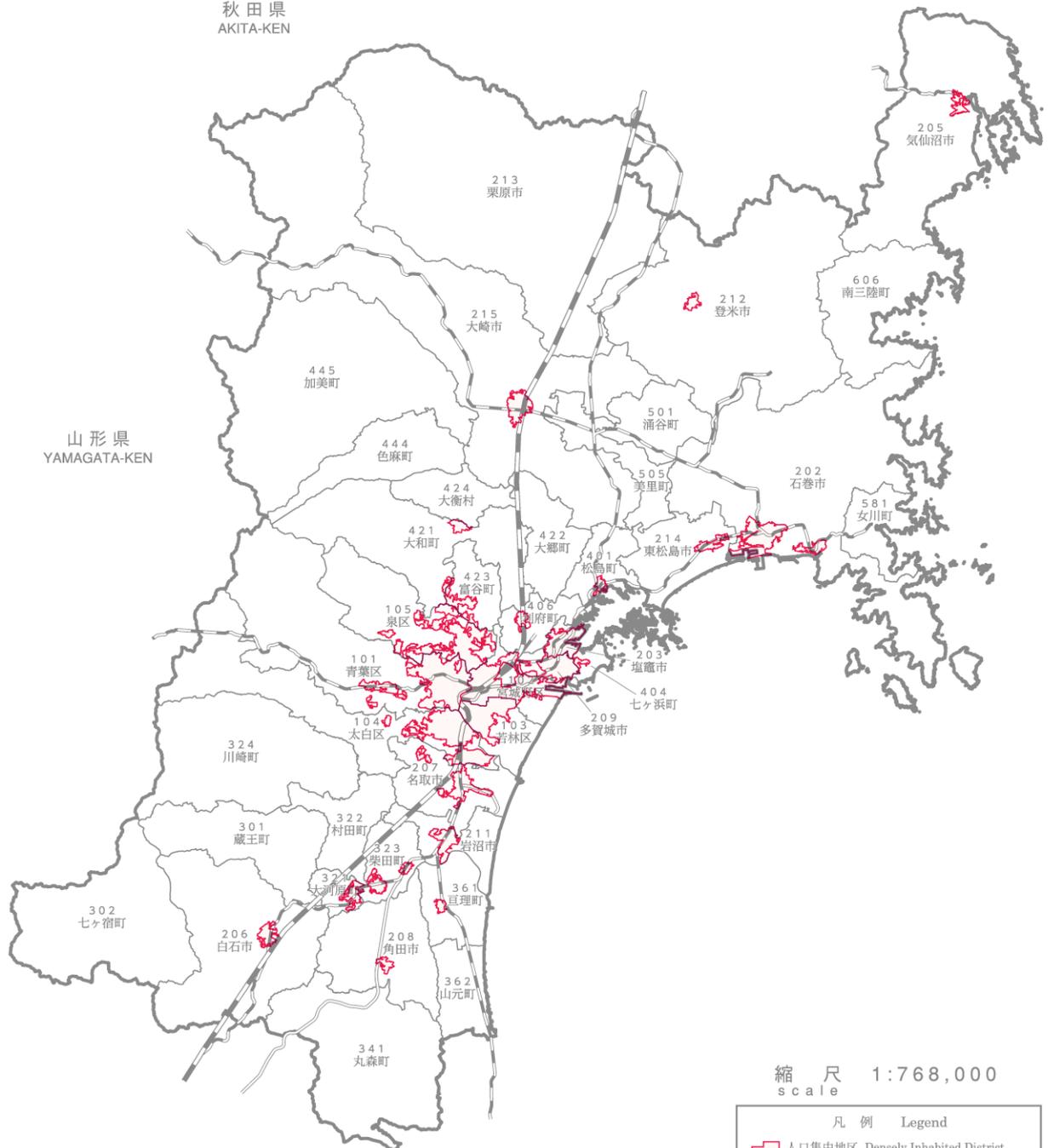


岩手県
IWATE-KEN

秋田県
AKITA-KEN

山形県
YAMAGATA-KEN

福島県
FUKUSHIMA-KEN

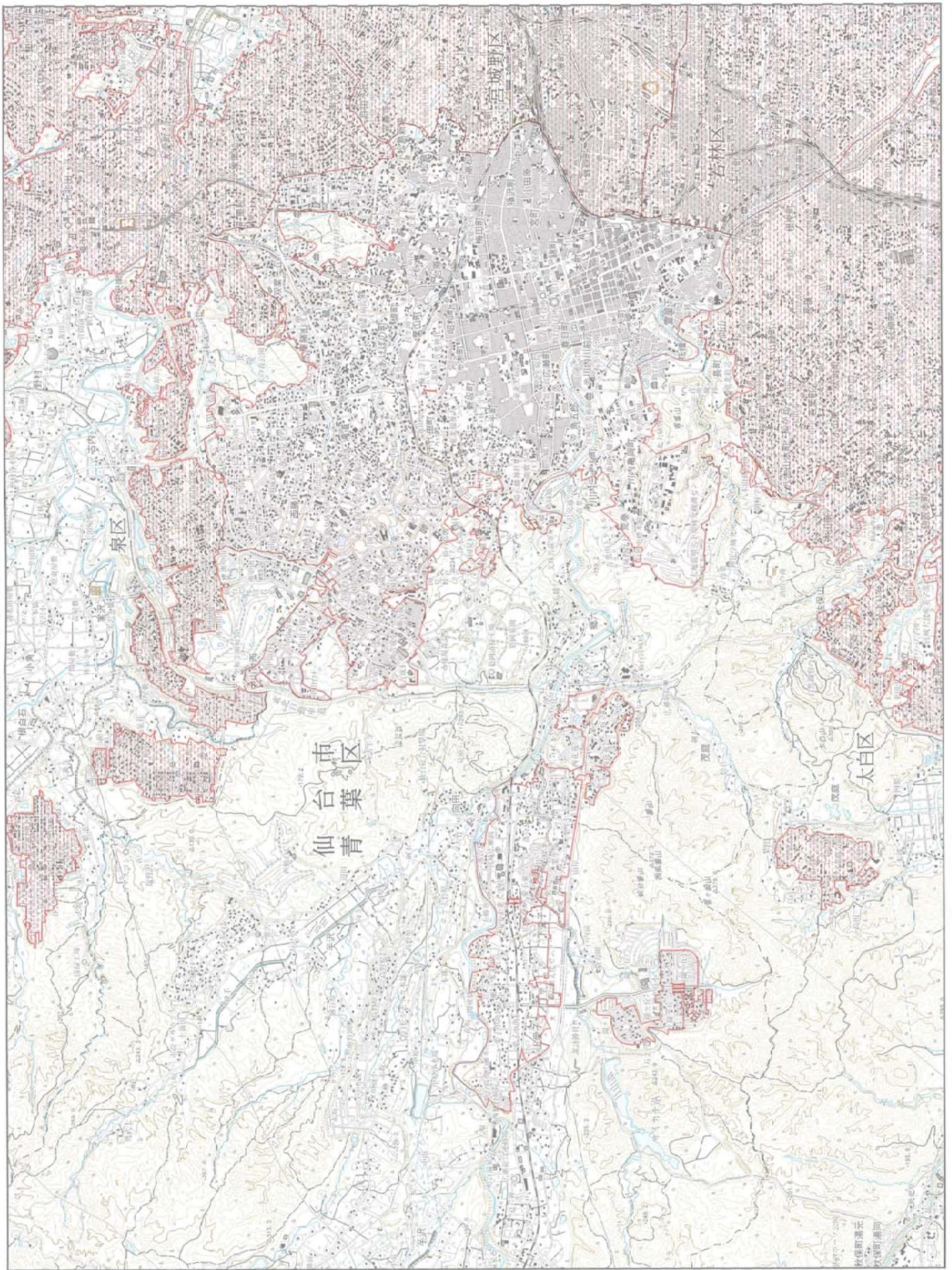


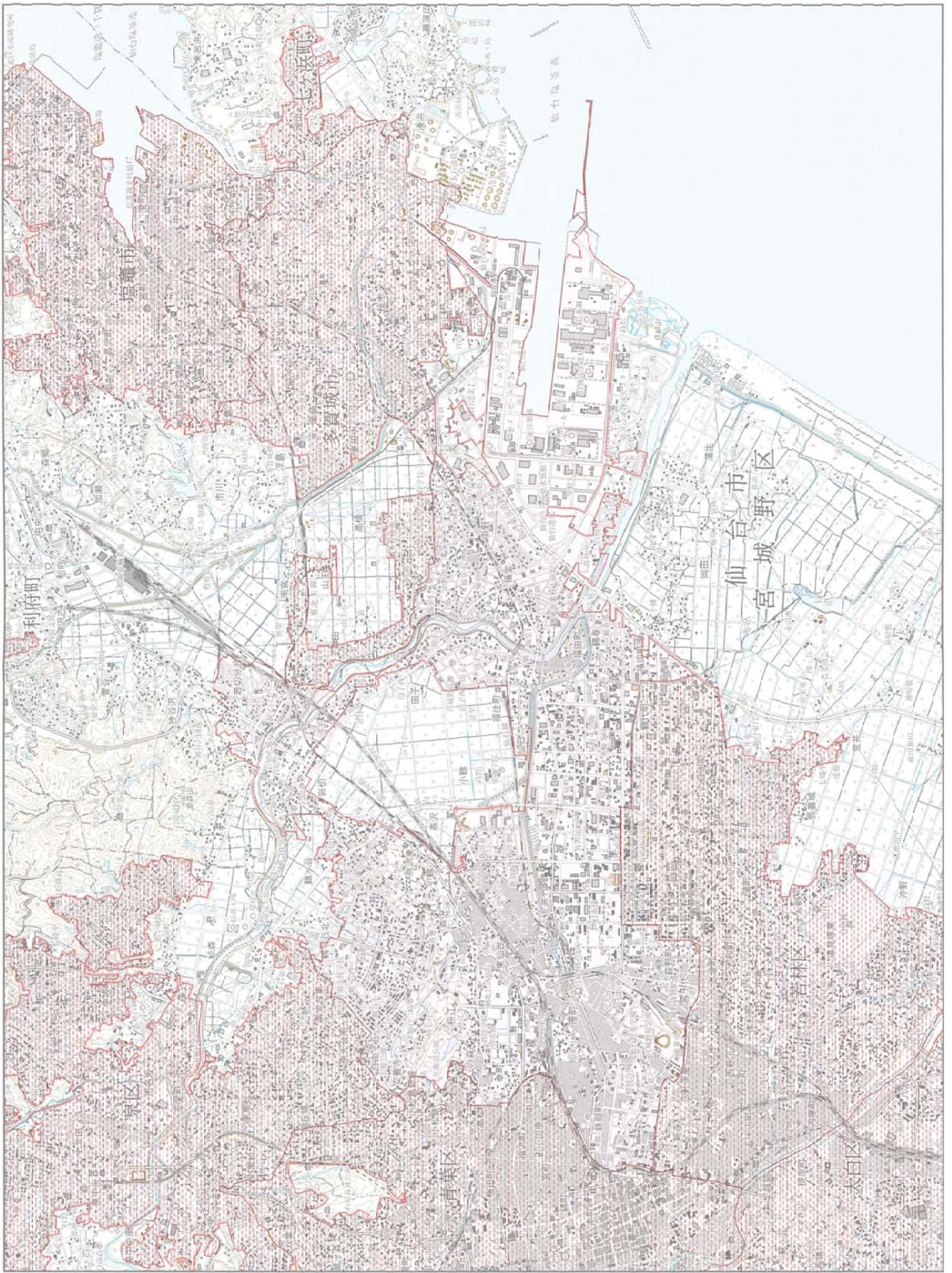
縮尺 1:768,000
scale

凡例 Legend

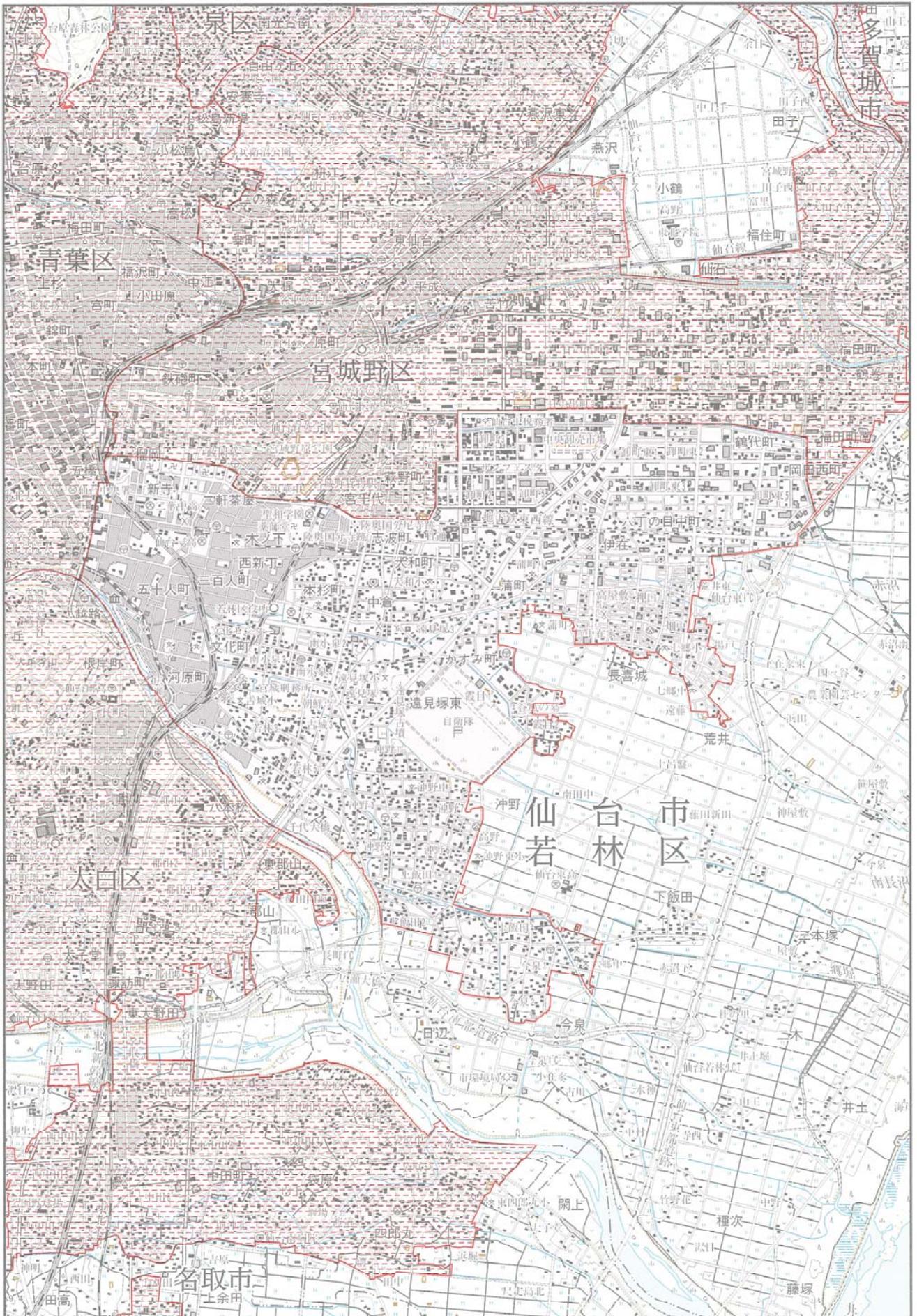
- ▭ 人口集中地区 Densely Inhabited District
- 市区町村界 Boundary of Shi,Ku,Machi or Mura
- 新幹線 Shinkansen
- J R 線 Japanese Railways
- 私鉄線 Private Railways
- 201 市区町村番号 Code for Shi,Ku,Machi and Mura

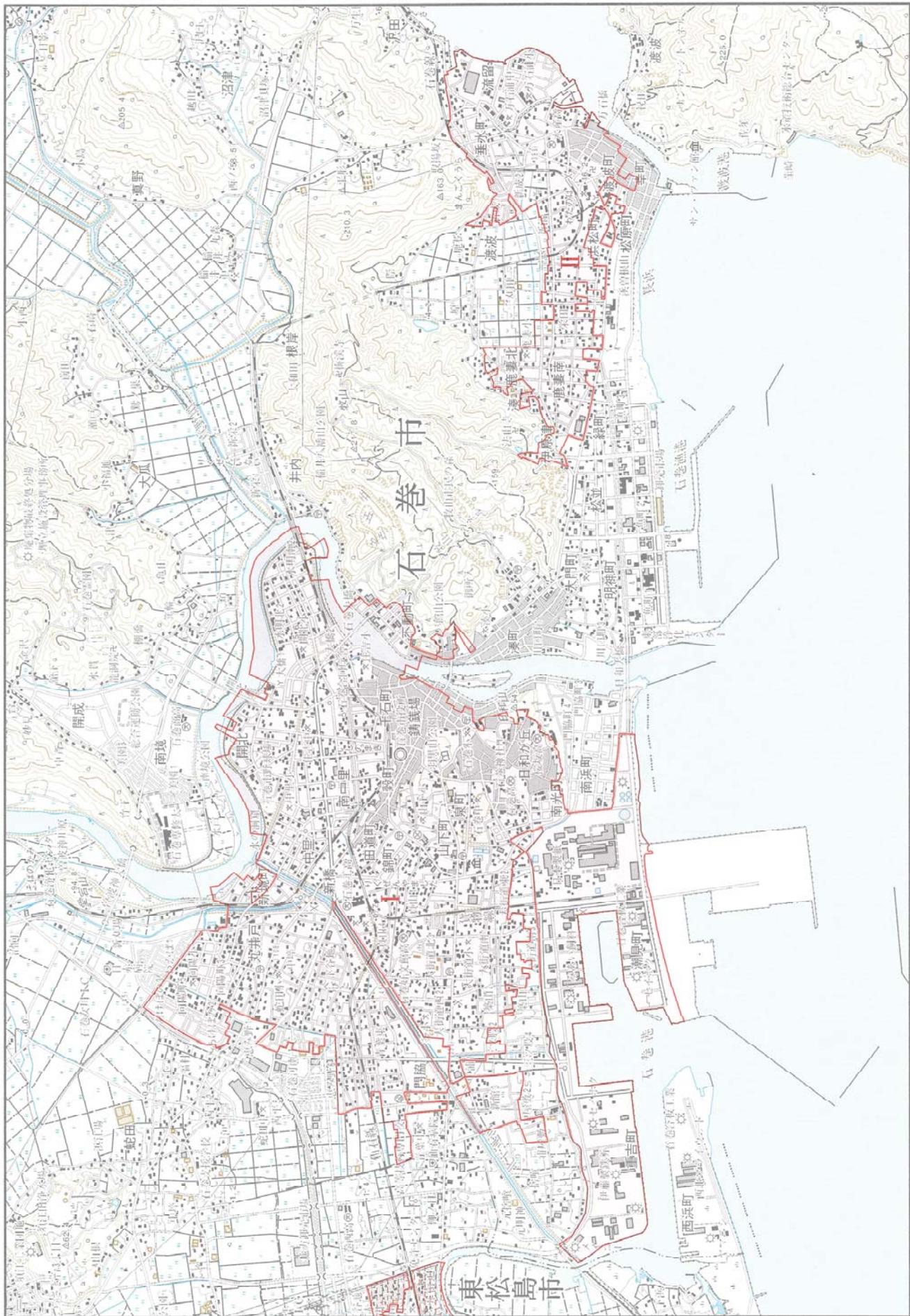
各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。

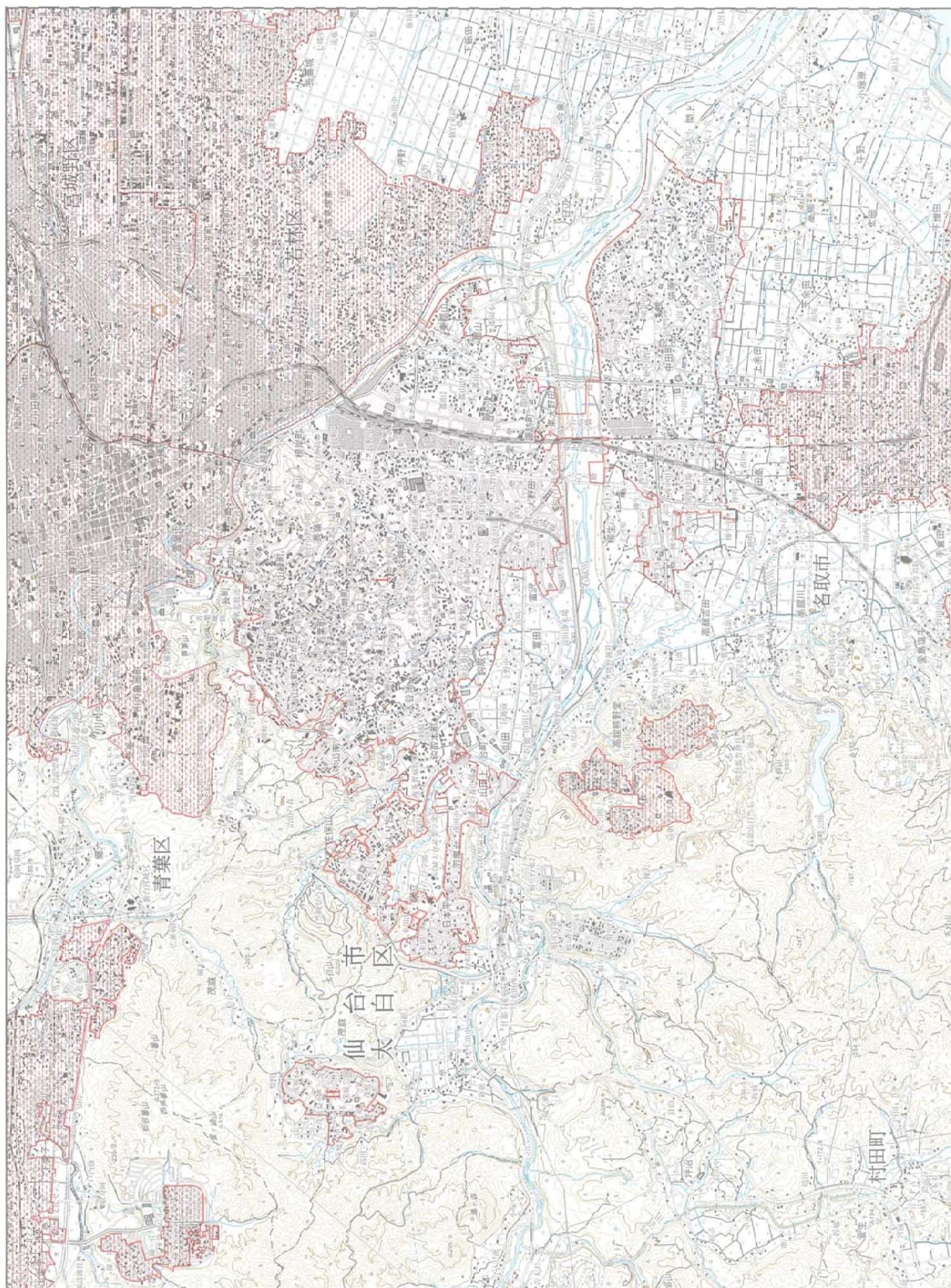


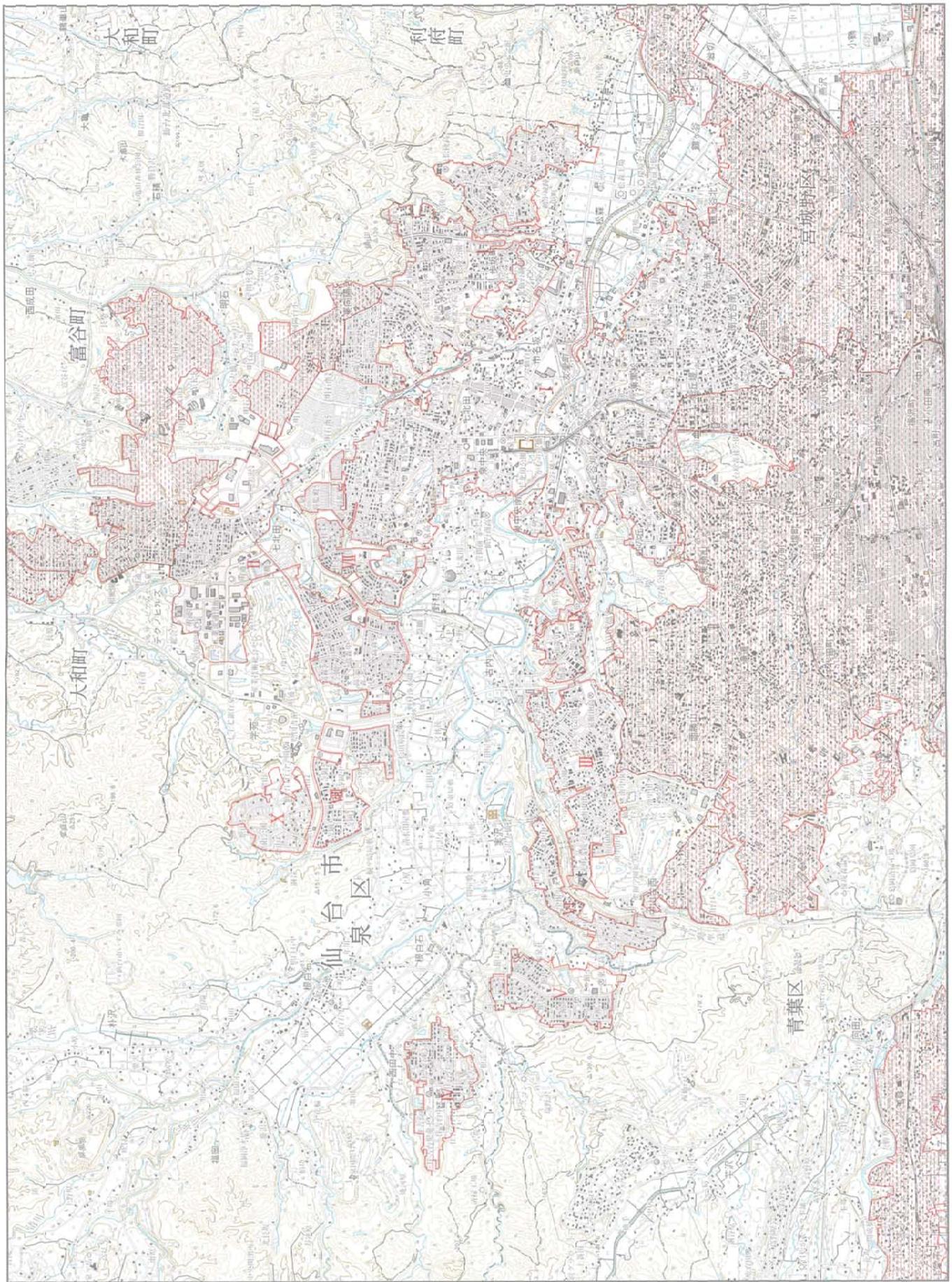


103 仙台市若林区 Sendai-shi Wakabayashi-ku

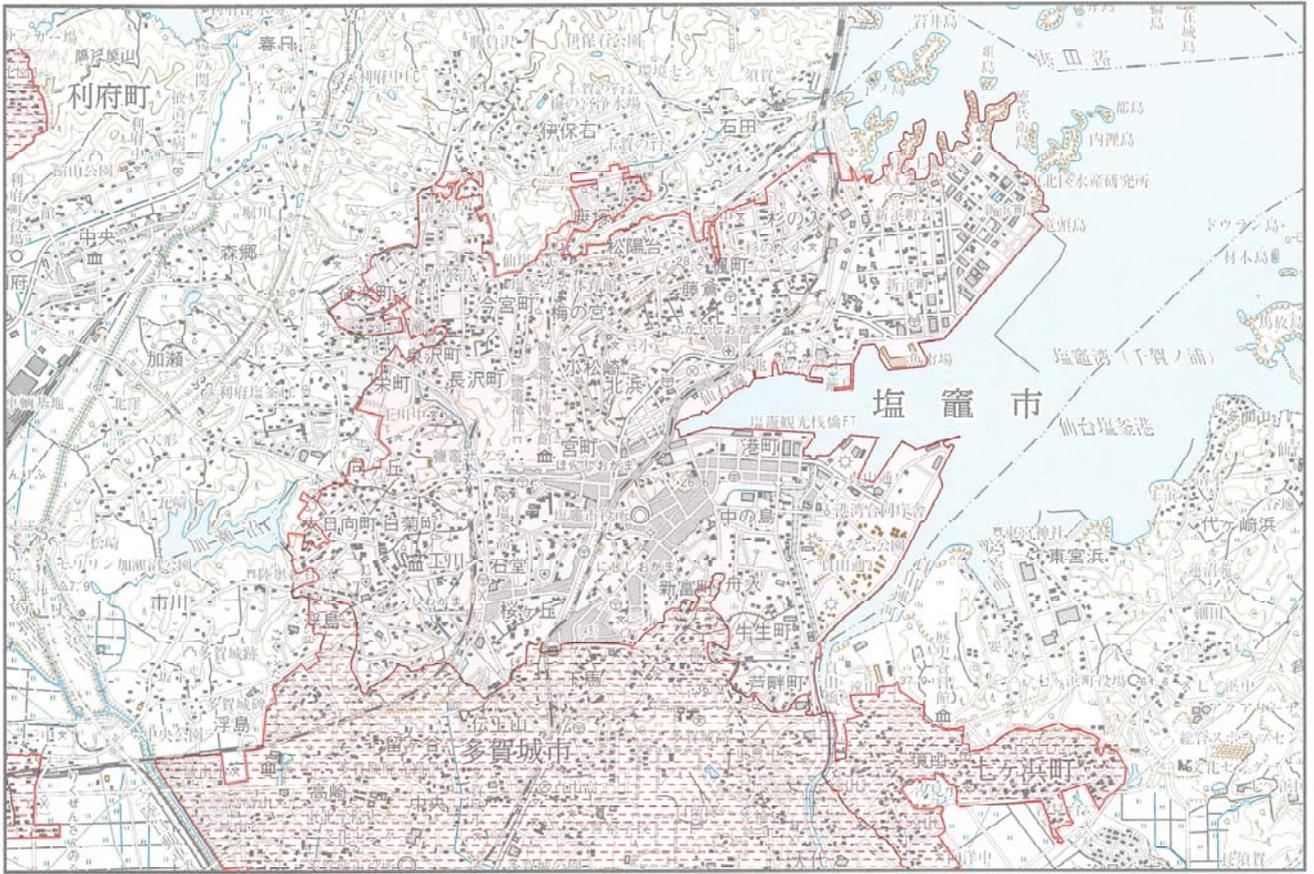




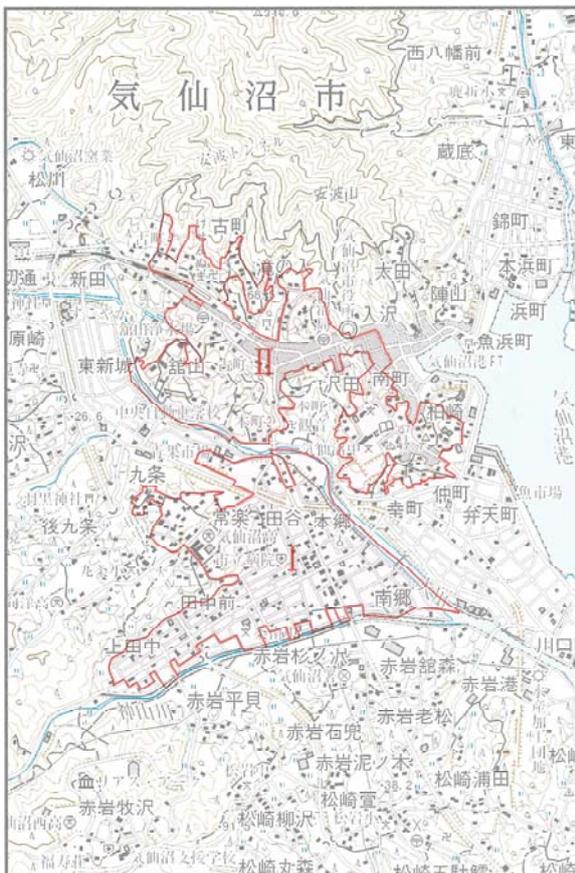




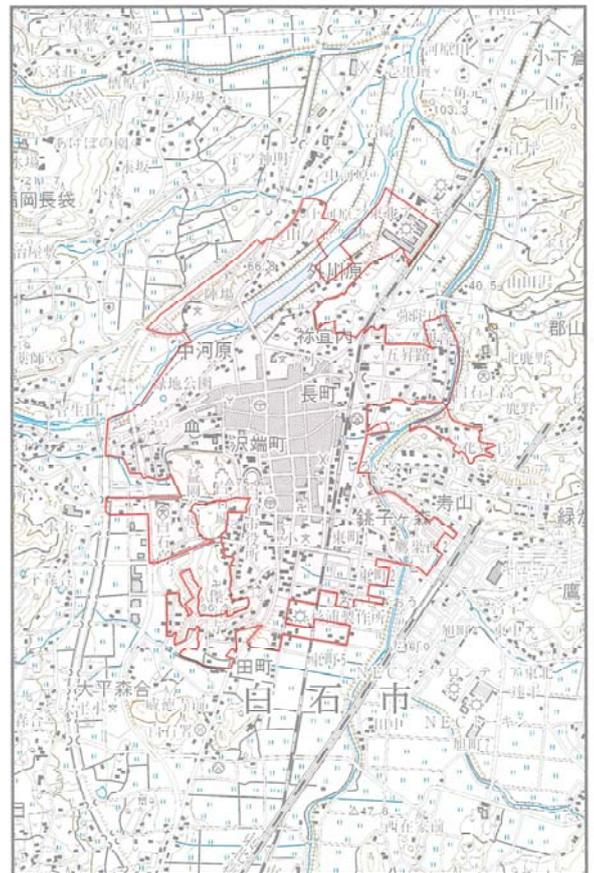
203 塩竈市 Shiogama-shi

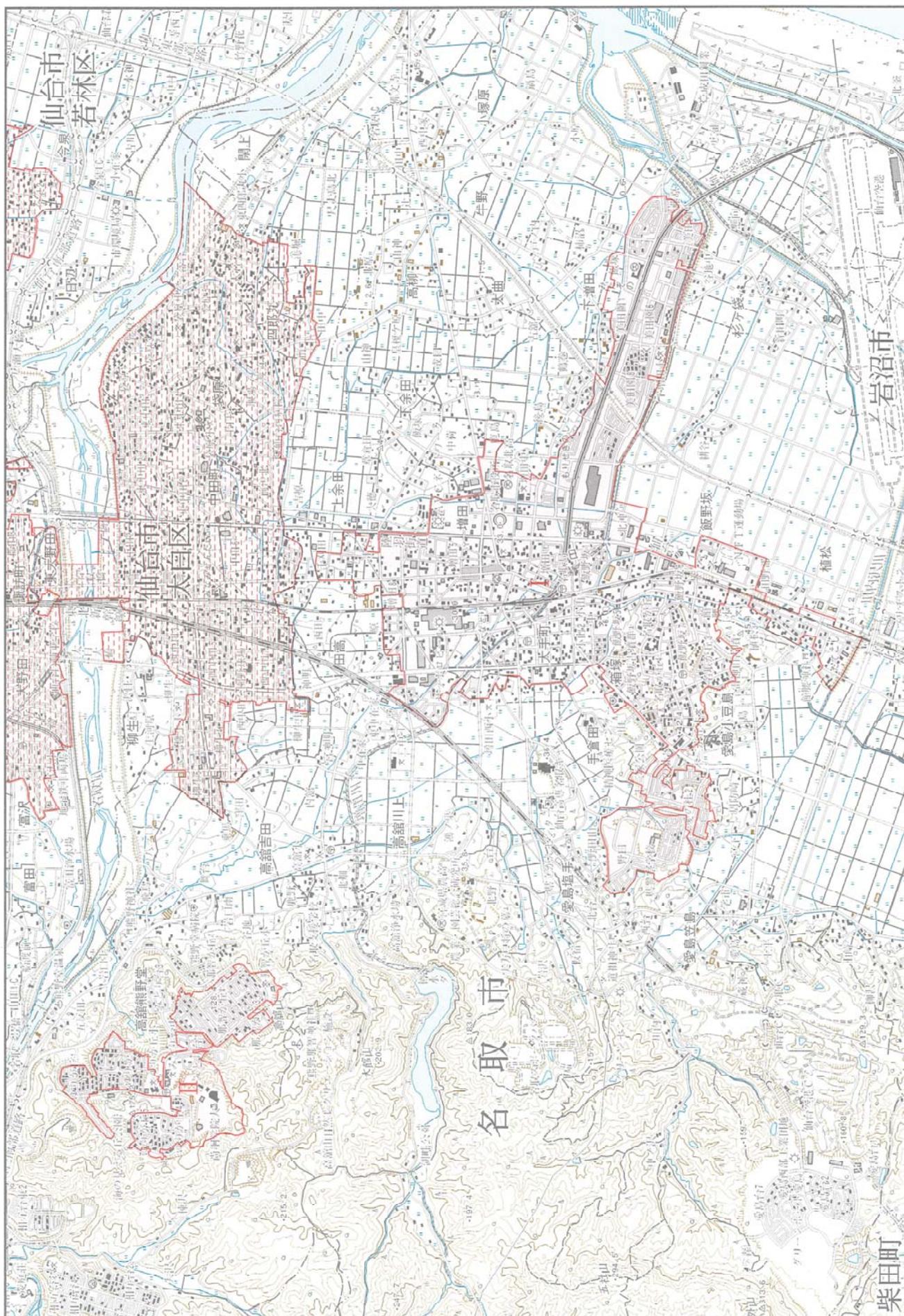


205 気仙沼市 Kesenuma-shi

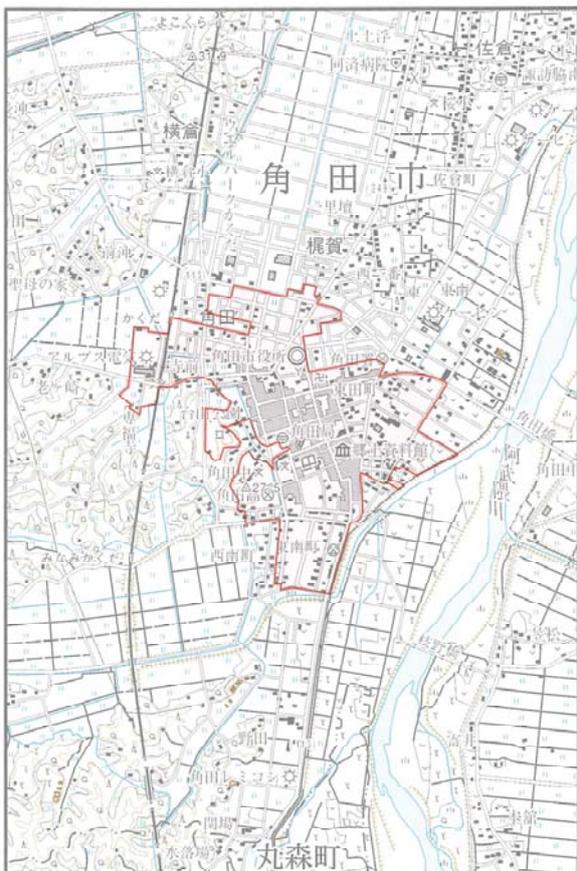


206 白石市 Shiroishi-shi

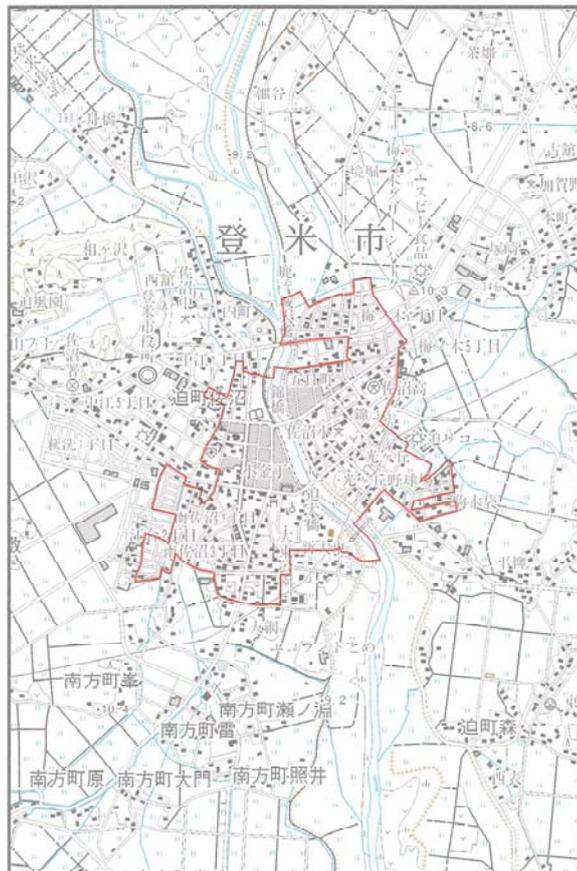




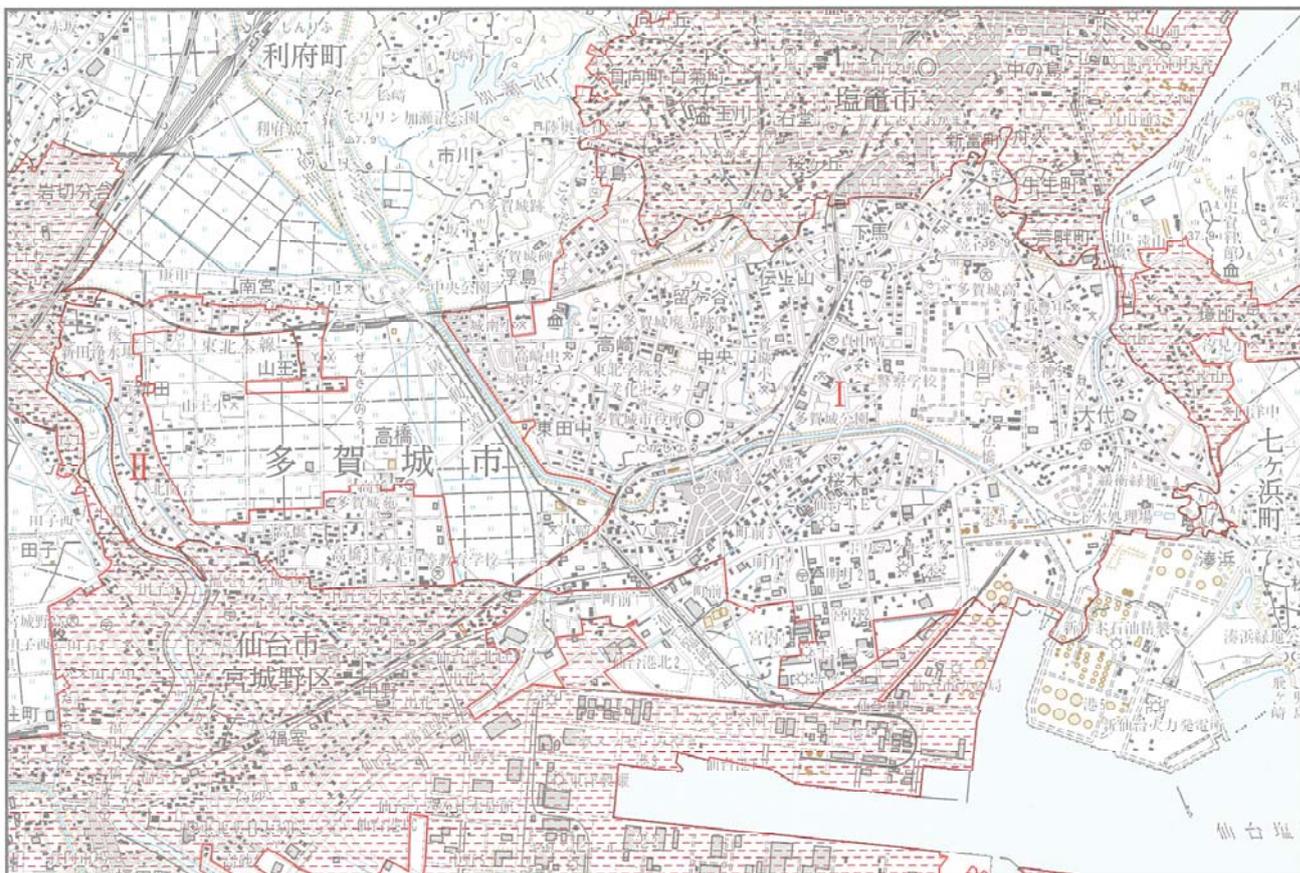
208 角田市 Kakuda-shi



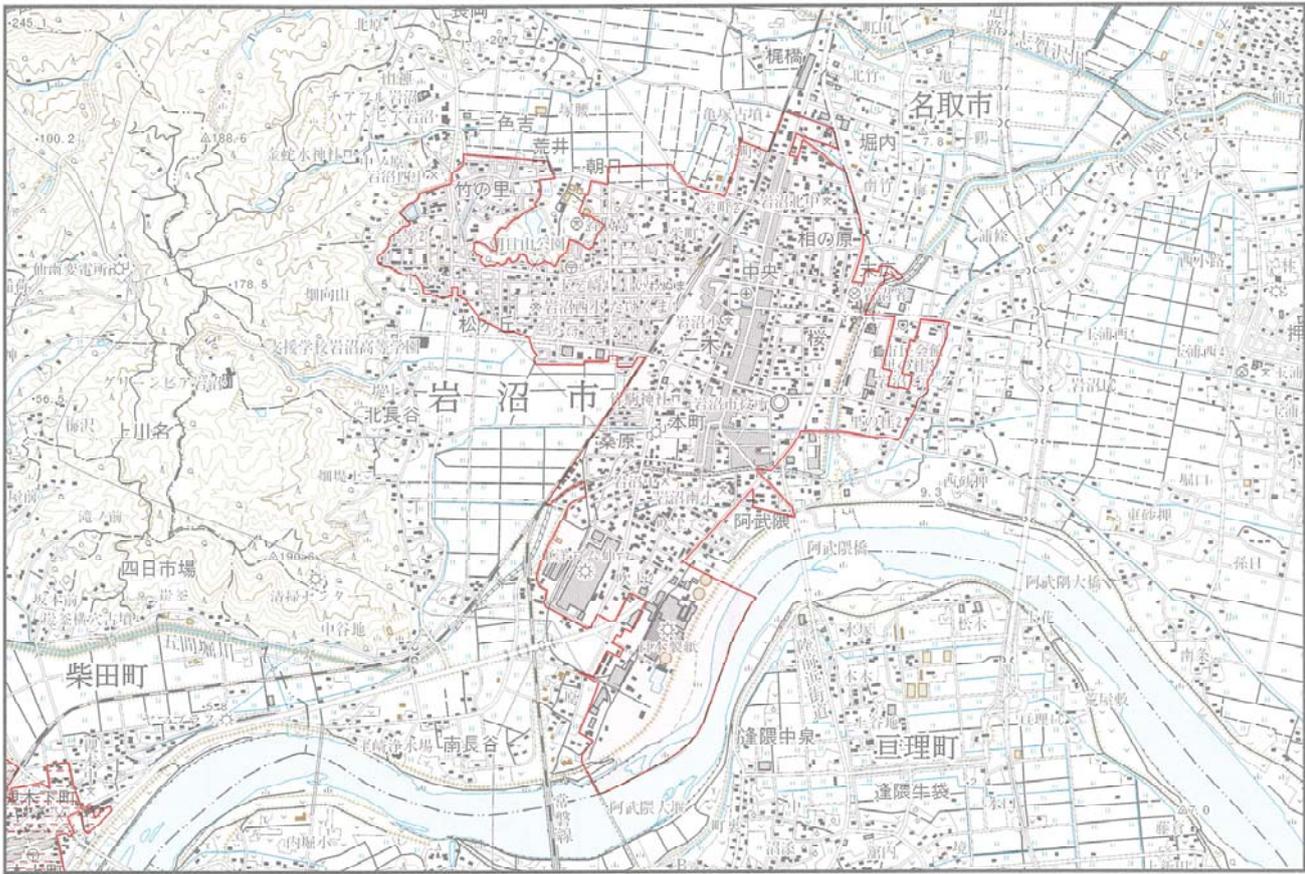
212 登米市 Tome-shi



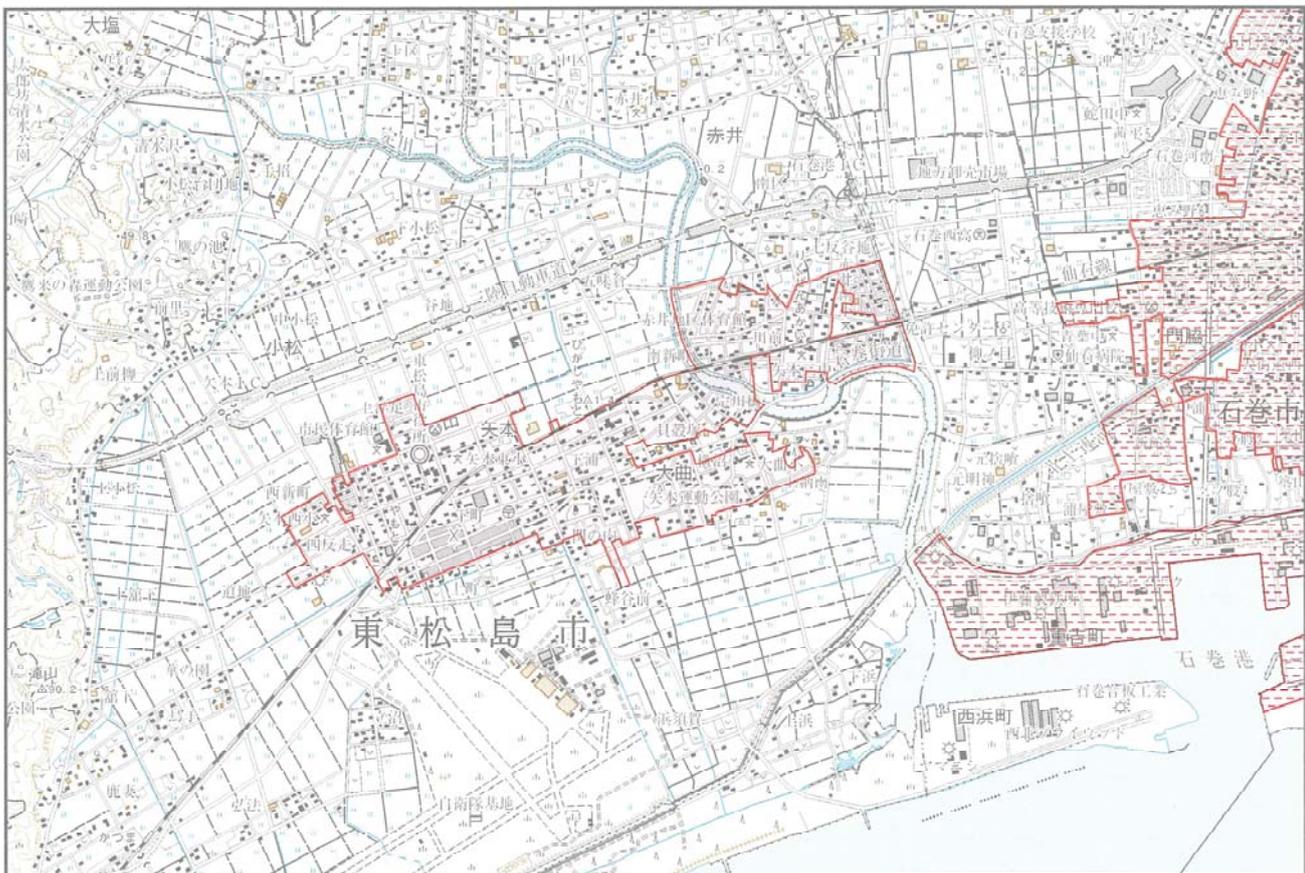
209 多賀城市 Tagajo-shi



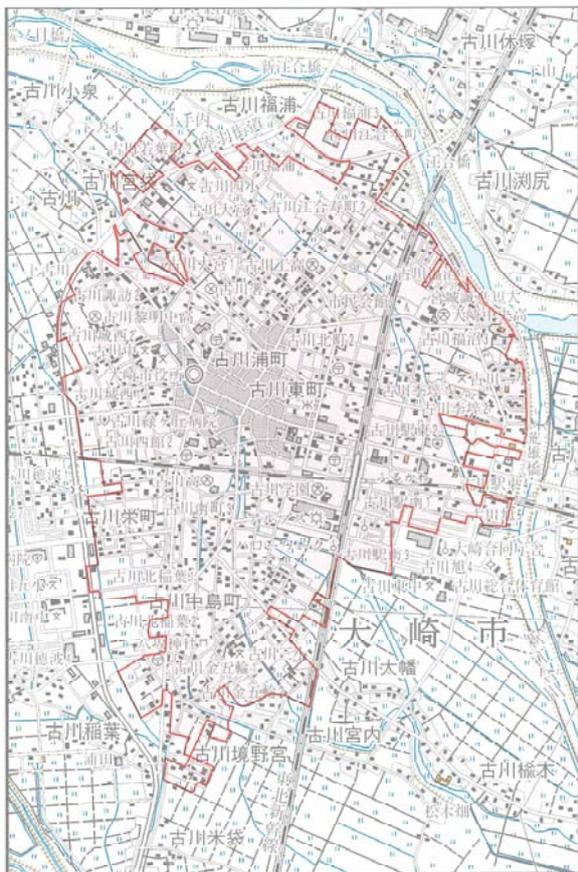
211 岩沼市 Iwanuma-shi



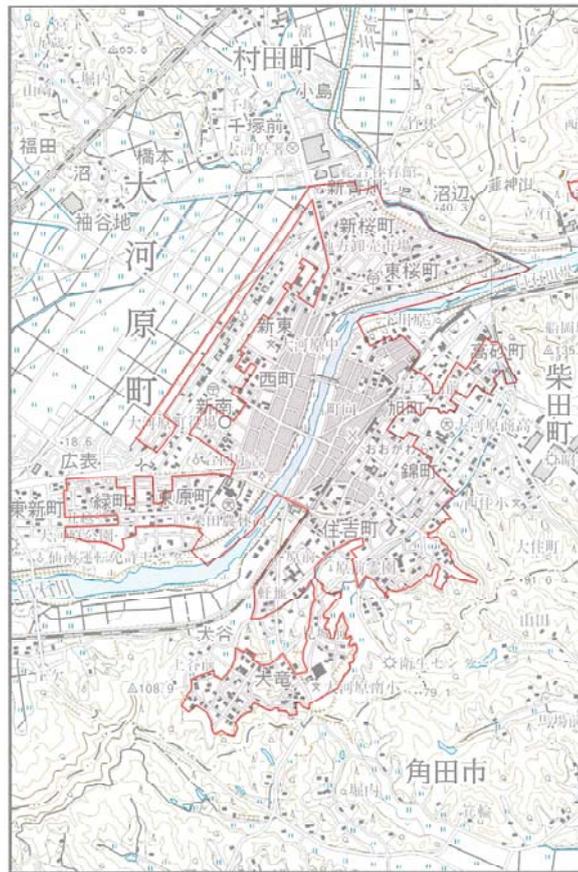
214 東松島市 Higashimatsushima-shi



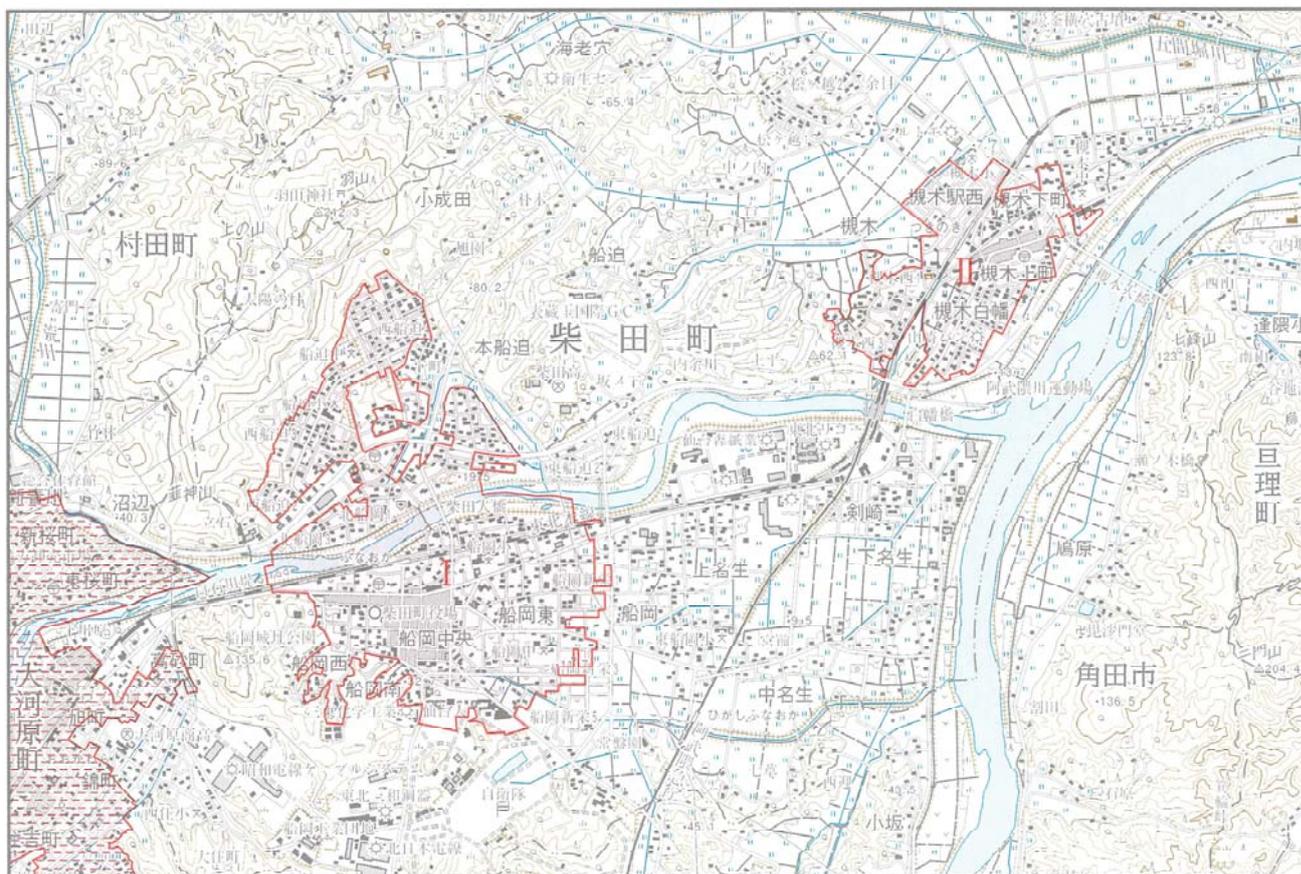
215 大崎市 Osaki-shi



321 柴田郡大河原町 Shibata-gun Ogawara-machi

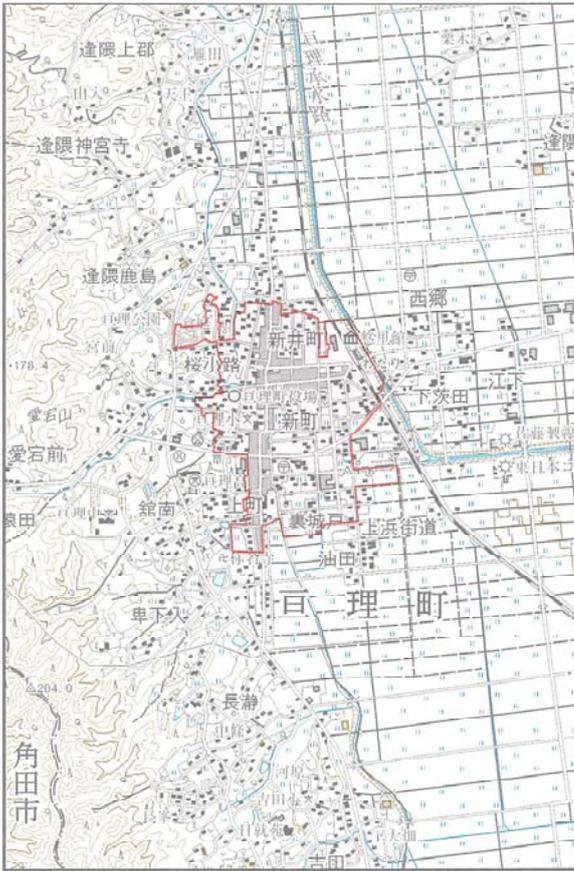


323 柴田郡柴田町 Shibata-gun Shibata-machi

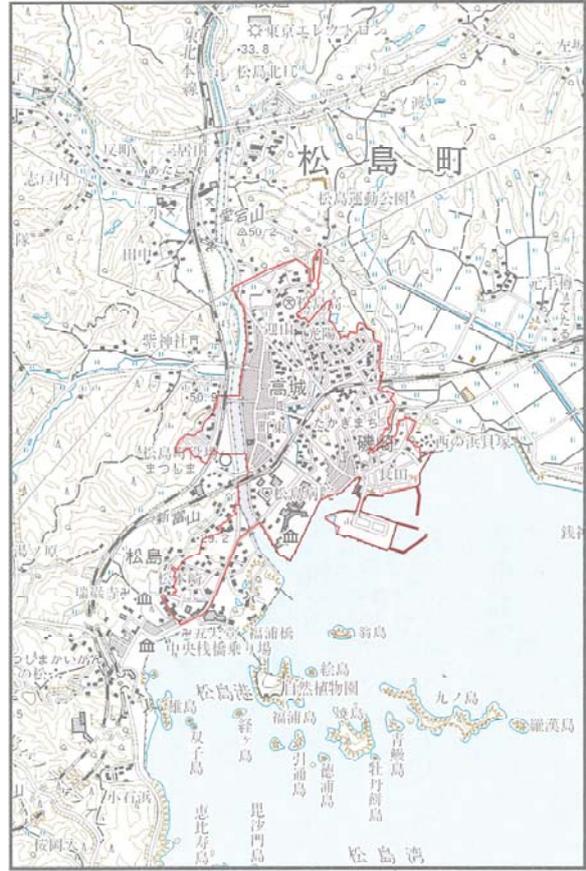


04 宮城県 Miyagi-ken

361 亶理郡亶理町 Watari-gun Watari-cho



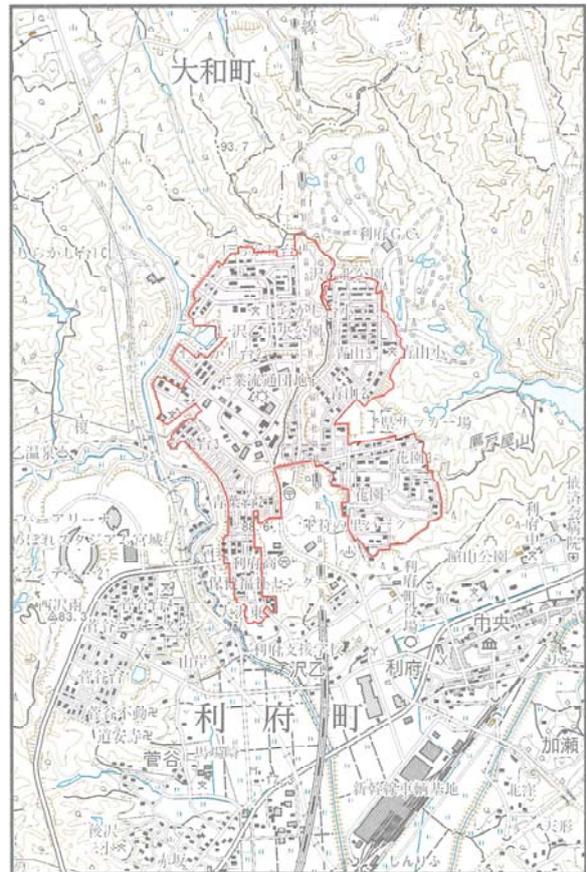
401 宮城郡松島町 Miyagi-gun Matsushima-machi



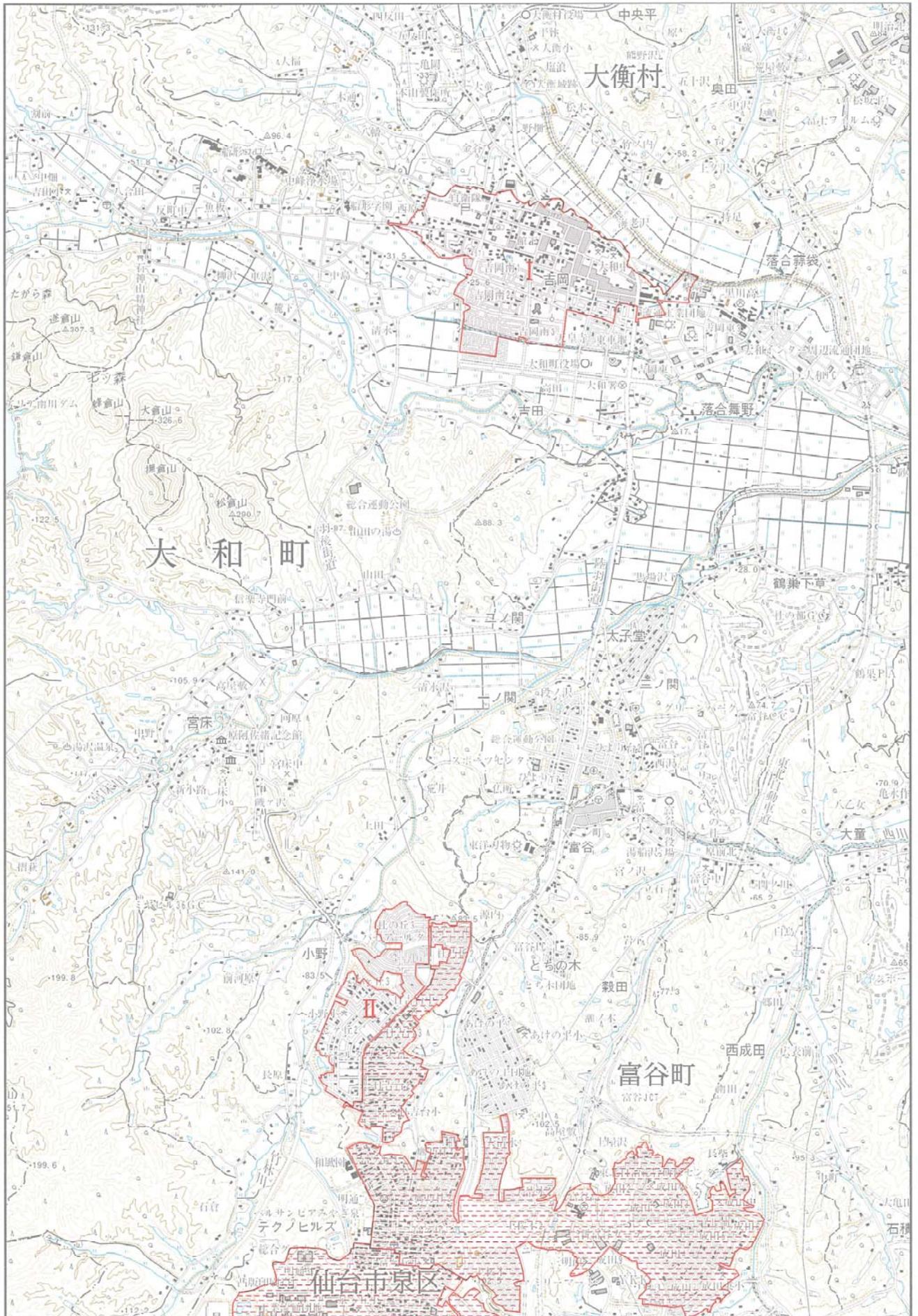
404 宮城郡七ヶ浜町 Miyagi-gun Shichigahama-machi

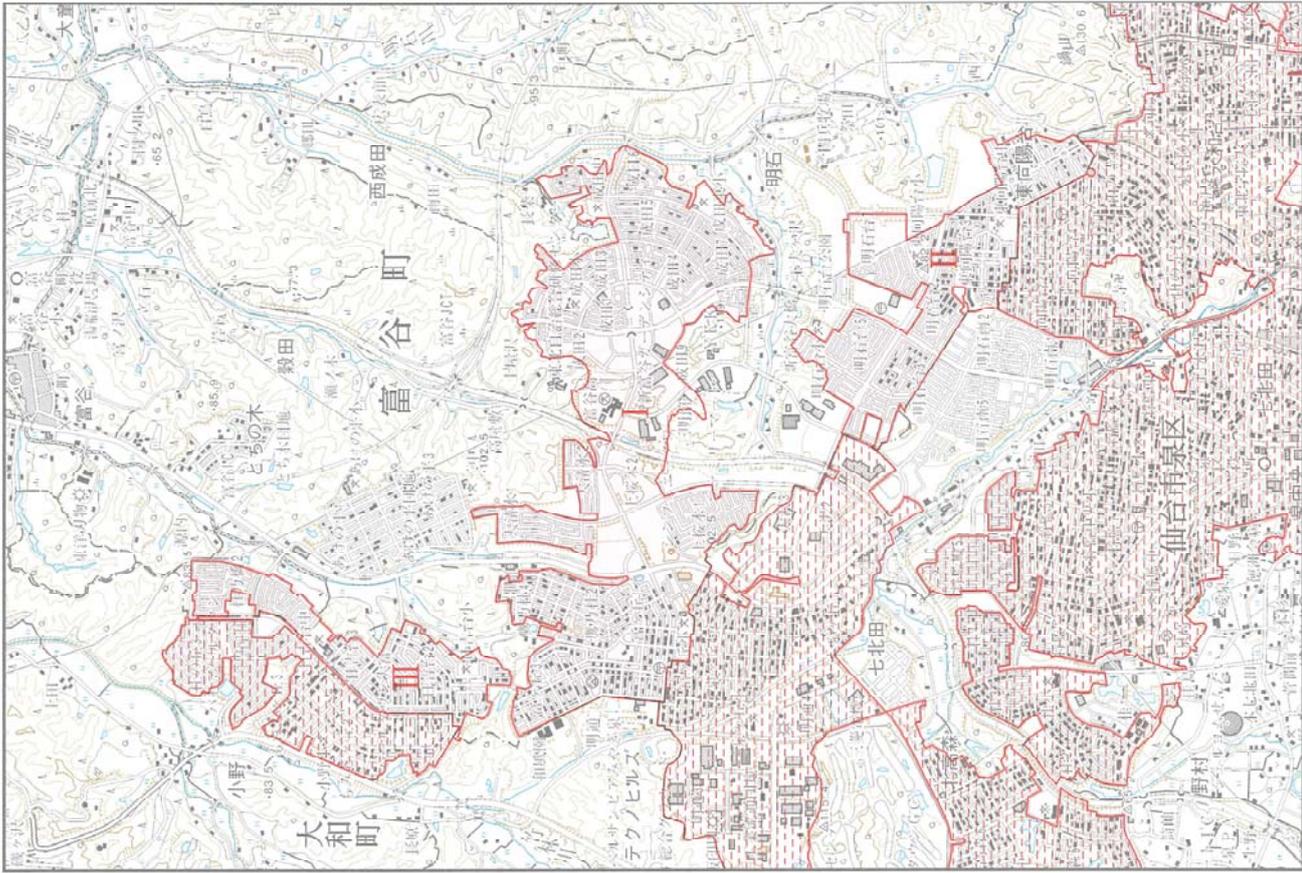


406 宮城郡利府町 Miyagi-gun Rifu-cho



421 黒川郡大和町 Kurokawa-gun Taiwa-cho





運搬機械の所在地について示されたい。

(1) 機械の所在地は下記のとおりとする。

所在地区分 1

所在地	機 械 名 称
東 京	油圧ハンマ（単体）ラム10～12.5 t，粉体噴射攪拌機，袋詰式サンドパイル打機，スタビライザ（深 1.2m），パーパートレン打機，深層混合処理機

所在地区分 2

所在地	機 械 名 称
仙 台 市	オールケーシング掘削機（全回転型含む），サンドパイル打機，地下連続壁施工機，ドリルジャンボ，ターンテーブル，コンクリートプラント，骨材ホッパ，セメントサイロ，コンクリートフィニッシャ，コンクリートレベラー，コンクリートブレーサ，路上表層再生機，自由断面トンネル掘削機（出力200kW），ダウンサールハンマ

所在地区分 3

所在地	機 械 名 称
仙 台 市	リフトドーザ，クラムシエル，クローラクレーン（100 t 吊以上），トラッククレーン（120 t 吊以上），クローラ式杭打機，杭圧入引抜機，アースオーガ中掘機，アースオーガ，アースドリル，汚泥吸排車，大口径ローリングマシン，スタビライザ（深0.7m以下），路面清掃車，区画線施工機械，路面切削機（薄層舗装工用含む），モルタルコンクリート吹付機，種子吹付機，ガートレール支柱打込機，テイストリビュータ，自走式破碎機

所在地区分 4

所在地	機 械 名 称
各合同庁舎	ブルドーザ32 t 以下（普通・湿地・超湿地），バックホウ，トラクタショベル，クローラクレーン（80 t 吊以下），トラッククレーン（100 t 吊以下），クレーン付トラック，ハイプロハンマ，モータグレーダ，ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ，コンクリートポンプ車，アスファルトフィニッシャ，ラフテレンクレーン，リフト車，散水車，コンクリートミキサ及びアシテータトラック

(2) 距離算定の際の建設機械所在地については，施工場所が含まれる管内の合同庁舎とするほか，下記表による。

所在地	基 点	住 所
東 京	東京都庁本庁舎	東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 - 1
仙 台 市	仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町 4 - 1 7
各合同庁舎	大河原合同庁舎	柴田郡大河原町字南 1 2 9 - 1
	仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町 4 - 1 7
	大崎合同庁舎	大崎市古川旭 4 丁目 1 - 1
	栗原合同庁舎	栗原市築館藤木 5 - 1
	登米合同庁舎	登米市迫町佐沼字西佐沼 1 5 0 - 5
	石巻合同庁舎	石巻市石巻市あゆみ野五丁目 7 番地
	気仙沼合同庁舎	気仙沼市赤岩杉ノ沢 4 7 - 6

II-6

運搬費積上対象機械について示されたい。

機 械 名 称	規 格	所在地 区 分	機 械 名 称	規 格	所在地 区 分
ブルドーザー	普通21 t 以上	4	粉体噴射攪拌機		1
	湿地19 t 以上	4	アースオーガ	クローラ式	3
	リッパ付32 t 以上	3		トラッククレーン装着式 径350～450mmφM2t	3
バックホウ	山積1.4m ³ (平積1.0m ³)	4	ベーパーロータリー打機	標準型, 長尺型	1
グラブショベル	ロープ式	3	オールケーシング掘削機(全回転型含む)		2
	油圧グラブ(深掘用)	3	アースドリル		3
	テレスコピック式	3	地下連続壁施工機		2
クローラクレーン	16～80t吊	4	コンクリートプラント	全自動強制 0.5m ³ ×1	2
	100～150t吊	3			
トラッククレーン	機械式25～100t吊	4	骨材ホッパー	15m ³ ×3	2
	油圧式80～100t吊	4	アスファルトフィニッシャー	輸入クローラ型	4
	120t吊以上	3		3～12m	
油圧ハンマ (単体)	10～12.5t吊	1	路面切削機	ホイール式 廃材積込装置付2.0m	3
クローラ式杭打機		3	路面表層再生機	リミックス・リベープ用	2
アースオーガ中掘機		3	自由断面トンネル掘削機	カッターヘッド 出力200kW	2
クローラ式	ブーム式, リータ式	2	ドリルジャンボ	ホイール型	2
サンプイル打機	袋詰式	1	深層混合処理機	単軸式, 二軸式	1

- (注) 1. 本表は、標準歩掛で使用される機械を対象としたものであり、その他の機械の運搬費計上にあたっては、別途考慮する。
2. トラッククレーン(油圧式20～50t吊)、ラフテレーンクレーン(油圧式20～70t吊)については、共通仮設費の率に含まれているため積上対象外とする。

II-7

仮設材の輸送基地について示されたい。

基 地	仮設資材			
	鋼 矢 板	H 型 鋼	鋼製覆工板	敷 鉄 板
岩 沼 市	○	○	○	○
大 衡 村	○	○	○	○

- 注1) 輸送基地の基点は市役所及び町村役場からとする。
 岩沼市役所：岩沼市桜1丁目6-20
 大衡村役場：大衡村大衡字平林62
- 注2) 普通鋼矢板5Lの輸送基地は、「東京」とする。

II-8

仮設材質料の算定での作業内容（標準作業，軽作業，重作業）について示されたい。

仮設材質料及び損料の算定は，土地改良工事積算マニュアルによるが，その場合の作業内容は，下表を標準とする。

作業内容	最大 N 値	
	打ち込みを伴う場合 (打撃，振動，圧入工法等)	補助工法を併用し打ち込みを伴う場合 (ジェット併用バイブロンマ・オーガ併用圧入・ ジェット併用圧入)及び打ち込みを伴わない場合 (フレホーリング工法) (注)
軽作業	20未満	39以下
標準作業	20以上39以下	40以上
重作業	40以上	—

(注) 「先端部分のみに補助工法を併用しないで打ち込む場合」及び「フレホーリング工法で先端部分のみを打撃する場合」についても適用する。

II-9

月標準稼働日数について示されたい。

「土地改良事等請負工事標準歩掛の運用事項」の19. その他⑨の①に基づき宮城県における，積算工程算定上の供用日数算定（仮設備等の現場供用日数）に用いる標準稼働日数は下記のとおりである。

区分	農用地造成工事及び 圃場整備工事	その他の工事 (トンネル工事，作業船工事は除く)
宮城県全域	17日	18日

※上記日数算定には，県内アメダス観測所(17観測所)2002～2011年までの，10ヶ年平均降雨日数を採用した。

II-10

借地料の算定について示されたい。

借地料を工事費に計上する場合は，「役務費」に積み上げるものとし，借地単価は次式により算出する。

- (1) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$
 (2) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$
 A：借地単価（円／㎡／月） B：土地価格（円／㎡）

II-11

物価資料掲載単価の採用方法について示されたい。

一般刊行の「積算資料」「建設物価」からの単価採用にあたっては，下記とする。

①物価資料の2誌に掲載がある場合は，特別調査受託機関の掲載単価を採用する。

②特別調査受託先の物価資料に掲載の無い場合は，他方物価資料を採用する。

なお，特別調査受託者及び物価資料図書名については，年度当初に別途通知する。

(平成30年度は，(一財)経済調査会「積算資料」である。)

II-1 2

市場単価の採用方法について示されたい。

労務資材単価表（農業農村整備事業）に掲載のない市場単価については、「土木施工単価」「土木コスト情報」によるものとし、単価を設定する場合は、この2誌の平均単価を使用する。

II-1 3

見積徴収基準について示されたい。

- (1) 見積徴収は、原則として3社以上から徴収すること。
- (2) 見積徴収業者を見積徴収委員会で選定する場合は、原則として5社以上とする。
また、見積徴収に関する基準及び留意事項については、下記資料を参照されたい。
 - (イ) 農林水産部の発注する建設工事等の積算における「見積徴収基準」、「見積徴収基準の運用について」及び「見積徴収委員会設置要綱」（平成28年3月31日農総第344号）
 - (ロ) 平成23年東北地方太平洋沖地震災害の県営農業用施設災害復旧事業等の工事費における見積徴収の取扱いについて（平成23年10月31日）

II-1 4

資材の規格・寸法等の説明資料について示されたい。

労務資材単価表（農業農村整備事業）に掲載されている資材の規格・寸法等については、「資材単価補足資料」（平成25年4月宮城県農林水産部）を参考とされたい。

II-1 5

ダンプトラック運搬（標準）の路面条件について示されたい。

良好	舗装道その他これに準ずる良好な搬路における運行が主な場合
普通	路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる搬路における運行が主な場合
不良	破碎岩の混入する搬路又は、河床路上等における運行がおもでタイヤの損耗が著しいと認められる場合

II-1 6

芝付工（市場単価）の工種区分について示されたい。

芝付工の工種区分（植生シート工、植生マット工、繊維ネット工、筋芝工、張芝工）及び留意事項については、下記資料を参照されたい。

- ・土木施工単価の解説 2018年度版（（一財）経済調査会）法面工 P66
- ・土木コスト情報 2018_7夏（（一財）建設物価調査会） P119

II-1 7

コンクリートブロック積工（土木工事標準単価）の形状図例について示されたい。

コンクリートブロック積の形状図例については、下記資料を参照されたい。

- ・土木施工単価の解説 2018年度版（（一財）経済調査会）
コンクリートブロック積工 P238
- ・土木コスト情報 2018_7夏（（一財）建設物価調査会）
コンクリートブロック積工 P394

II-18

レディミクストコンクリートの標準使用基準について示されたい。

※コンクリートに使用するセメントについては、VI. 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法を参照のこと。

(平成15年7月1日施行)

無筋鉄筋区分	構造物の種類	コンクリート種類	セメントの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スパン (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	最小セメント使用量 (kg/m ³)	水セメント比 (%)	備考
無筋コンクリート	均しコンクリート, 基礎コンクリート, 小規模擁壁, 石積(張), ブロック積(張)の胴込, 裏込, 側溝, 小水路, 集水桝, 管渠巻立て	普	高炉セメント (B種)	18	8	40	—	—	
	重力式構造物 (橋台), 擁壁, 護岸 (法留, 平張), 根固ブロック, ガードケーブル基礎 (端末支柱)		〃	18	8	40	—	60以下	
	海岸構造物, 消波ブロック		〃	18	8	40	—	55以下	
	トンネル覆工 (NATM, 小断面, 矢板工法等)		〃	18	12	40	270	60以下	
	同上 (イバート, 側壁)		〃	18	8	40	230	60以下	
	砂防ダム (堤体, 側壁, 水叩)		〃	18	5	40	—	60以下	
	同上 (堤冠部)		〃	21	5	40	—	60以下	
	コンクリート張工		〃	18	3	25	265	60以下	
鉄筋コンクリート	基礎コンクリート, 小規模擁壁, 小規模導水路, 集水桝, その他構造物	通	〃	21	8	25	—	60以下	
	堰, 水門, 樋門 (函), 揚排水機場, 水路		〃	21	8	25	—	55以下	部材厚20cm未満
	同上		〃	21	8	25	—	60以下	部材厚20cm以上
	同上 (海水の影響を受ける構造物)		〃	21	8	25	330	45以下	
	橋梁下部工, 擁壁, 函渠, 井筒, 潜函		〃	21又は24	8	25	—	55以下	部材厚20cm未満
	同上		〃	21又は24	8	25	—	60以下	部材厚20cm以上
	ラーメン構造物 ($\sigma_{ca}=80\text{kg/mm}^2$), RCスラブ, RCT桁, RCホースラブ, 地覆, 剛性防護柵		普通ポルトランドセメント	24	8	25	—	55以下	
	深礎		高炉セメント (B種)	24	8	40	—	55以下	
	非剛性桁床板		普通ポルトランドセメント	24	8	25	300	55以下	
	リバース杭, ベント杭		高炉セメント (B種)	30	18	40	350	55以下	
	同上		〃	30	18	25	350	55以下	
	PC橋 (横桁, 床板), 合成桁床版, プレテン I 桁中詰, RCホースラブ 中詰		普通又は早強ポルトランドセメント	30	8	25	—	55以下	
	PCラーメン橋, オールステンによる現場打ちホース桁		〃	36	8	25	—	55以下	
	ホース主桁		〃	40	8	25	—	55以下	
舗装	コンクリート舗装	高炉セメント (B種)	18	2.5	40	—	55以下	大型車無し	
	同上	〃	24	2.5	40	—	55以下	I-1, I-2交通	

※高炉セメントの標準化について (平成15年6月25日付け農計第196号)

注) 塩害対策の対象となる場合は, 別途考慮する。

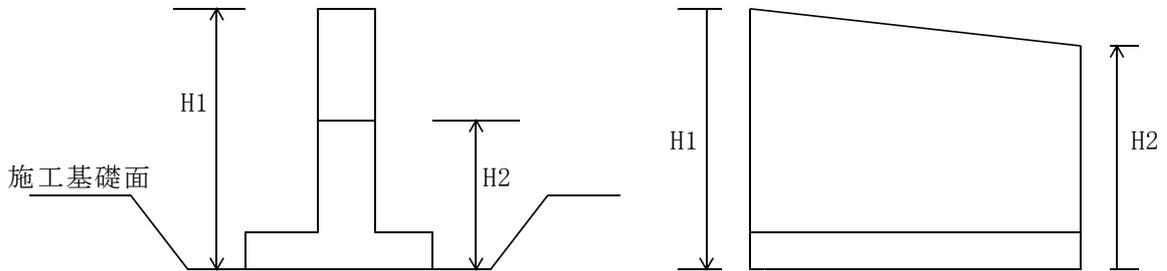
剛性防護柵については, 「防護柵の設置基準・同解説」に基づき設計するものとする。

II-19

コンクリート型枠の平均設置高について示されたい。

平均設置高は、次式による

$$H = (H_1 + H_2) / 2$$



II-20

石綿管撤去の歩掛について示されたい。

石綿管撤去の歩掛については、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）の「既設管撤去工」を参考とする。

II-21

歩掛調査を当該工事の受注者に行わせる場合について示されたい。

歩掛調査を当該工事の請負者に行わせる場合の運用について

昭和52年 4月27日 52-40
 農村振興局整備部設計課長から
 各地方農政局整備部長 あて

一部改正 平成 3年 8月27日 3-76
 " 平成 5年 7月28日 5-83
 " 平成11年 7月16日 11-63

「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」（昭和52年 3月22日付け52構改D第192号）に基づく歩掛調査の実施に当たり、国の職員による調査が困難なため、調査の一部を当該工事の請負者に行わせる場合の運用は下記によられたい。

記

1. 調査の内容、方法等は現場説明等において、契約条件として明記するものとする。

工事契約締結後に調査の必要が生じた場合には、請負者と協議して実施する。

2. 調査に必要な経費は、共通仮設費の「技術管理費」に「歩掛調査費」として計上する。

1 仕様書

仕様書（共通仕様書，特記仕様書(条件明示書を含む)）はこれに図面・現場説明書さえ加えればなんら特別の解説を求めなくとも，工事に関するすべての事項がわかりうる程度の明確さを備えるべきである。材料及び施工などの軽重は，実際に当り調和均衡を失わない様に注意し，工事全体がつりあい良く，かつ経済的なものとしなければならない。仕様書はなるべく詳細明確であるべきはもちろんであるが，その工事の重要さ，あるいは工事費の大小などに応じ，あるいは綿密に，あるいは簡単に適切にしんしゃくして作成すべきである。仕様書には受注者の責任に属し，又はその自由裁量に任せる問題にまで立ち入り，種々干渉的な仕様を要求してはならない。

又，実施上必要もない特例的に厳重な仕様をみだりに採用しない様にするのはもちろん通常常識的な仕様（どの工事にも適用する様なもの）あいまいな内容の仕様は書かない様にする。材料はなるべく市場で容易に得られる標準材料を用い，新規の材料を多量に使用する時は均一質のものが所要時間内に得られるかどうか十分調査する必要がある。

また施行方法も工事上さしつかえない限り，普通受注業者が慣用する方法を採用するのが最も確実である。

2 特記仕様書(例)

〇〇〇工事特記仕様書

第1章 総 則

本工事は、宮城県農業土木工事共通仕様書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け農村第〇〇号）及び工事に関する県の規則等に基づいて施行するものとする。ただし、下記事項については本特記仕様書に基づいて施行するものとする。

なお、上記宮城県農業土木工事共通仕様書は、宮城県農林水産部農村振興課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>）に掲載しているのを参照すること。

第〇章 産業廃棄物税

- 1 本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。
- 2 本工事では、宮城県の産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要となった場合は、変更設計書で計上する。

第〇章 材 料

- 1 本工事に使用する主な材料は、下記（別紙）のとおりとする。

材 料 名	形 状 寸 法	記 事
コンクリートパイプ	注文図面に図示	J I S 製品
鉄筋コンクリート矢板	注文図面に図示(特注品)	監督職員の承諾を得た製品
ボックスカルバート	〃 〃	〃
大型フリューム	H800×B1300 Mr=〇〇以上	〃
排水フリューム	H800×B800 Mr=〇〇以上	〃
接 続 柵	注文図面に図示	〃
洗 砂	5 m m 以下	〃
洗 砂 利	〇〇 m m 以下	〃
雑 割 石	控長〇〇 c m	〃
連 結 ブ ロ ッ ク	〇〇 k g / m ² 以上	承諾を得た製品又は〇〇kg/m ² 以上
基 礎 ブ ロ ッ ク	〇×〇×〇	監督職員の承諾を得た製品
〇 〇	〇×〇×〇	〇 〇 〇 〇

【注】農業土木工事共通仕様書に記載してある以外の材料について記述する。

- 2 使用材料のうち検査をする材料は、下記のとおりとする。

品 名	規 格 等	備 考
鉄筋コンクリート矢板	注文図面に図示(特注品)	
ボックスカルバート	〃 〃	
大型フリューム	H800×B1300 Mr=〇〇以上	
排水フリューム	H800×B800 Mr=〇〇以上	
接続柵	注文図面に図示	

【注】使用材料のうち検査を必要とする材料名を記載する。

- 3 材料の使用に先立ち、監督職員の承諾を得ること。
また、J I S 以外の使用は、使用に先立ち構造図、詳細図及び製作仕様書を提出し監督職員の承諾を得ること。

第〇章 コンクリート工

1 本工事の構造物設計に用いたコンクリート基準強度（ $f'ck$ ）は下記のとおりである。

- (1) 無筋コンクリート構造物 $f'ck = 18 \text{ N/mm}^2$
- (2) 鉄筋コンクリート構造物 $f'ck = 21 \text{ N/mm}^2$

2 本工事に使用するレディミクストコンクリートは、別に指定のあるものを除き高炉セメントB種の使用を原則とし、前項及び下記の規格を満足する「呼び強度」を選択して使用するものとする。ただし、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不相当であると判断するに足りる合理的理由がある場合は、別途監督職員あて協議すること。

コンクリート名称	セメント種類	粗骨材最大寸法	スラブ [°]	空気量	水セメント比	記 事
無筋コンクリート	〇〇セメント	40mm	8cm	4.5%	—	均しコンクリート等
鉄筋コンクリート	〇〇セメント	20mmまたは25mm	8cm	4.5%	55%以下	吸水槽等

なお、上記によりがたい場合は監督職員の承諾を得ること。

第〇章 施工管理

1 受注者は宮城県農業土木工事施工管理基準（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け農村第〇〇号）に基づき施工管理を実施するものとする。なお、上記宮城県農業土木工事施工管理基準は、宮城県農林水産部農村振興課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin>)に掲載しているので参照すること。

2 前項の事項は当該工事に関する工種項目を適用するものとする。ただし、下記事項については本特記仕様書に基づくものとする。

- (1) 直接測定による出来形管理
 - イ) 適用除外

下記工種項目については適用除外とする。

工 種	項 目	記 事
掘 削	基準高，幅，法長，施工延長	
盛 土	法長	

ロ) 変更

基準値を下記のとおり変更する。

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	規 格 値 (mm)	測定基準	管理方式	記 事
石 積	基準高	+45-30	+70-45	全体数を測定する。	結果一覧表による。	
基礎杭打工	基準高					
フリューム	巾					

ハ) 追加

下記の出来形管理を追加する。

工 種	項 目	管理基準値 (mm)	規 格 値 (mm)	測定基準	管理方式	記 事
歩道舗装工	厚 さ	+15-10	-15	片側延長 100mにつき 1ヶ所。	結果一覧表 による。	
	幅	+40-20	-30	片側延長 40mにつき 1ヶ所。	同 上	

(2) 品質管理

イ) 品質管理は下記項目について実施するものとする。

[注] 農業土木工事施工管理基準の品質管理に記載してある以外の事項又は試験(測定)基準を変更する場合に記載するものとする。

区 分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート (生コン) 道路工(舗装)	スランプ試験	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	空気量試験	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	圧縮強度試験		
	路盤材料のフルイ分け試験		
	路盤材料の締固め試験		
	締固め密度の測定(下層路盤)		

区 分	種 類	試験方法	標準ロット数
コンクリート 二次製品	締固め密度の測定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	遠心力鉄筋コンクリート杭	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	コンクリート積ブロック	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

第〇章 環境への配慮

- 1 工事の施工に先立ち、工事区域内の動植物への環境配慮事項の有無について、監督職員と打合せの上、現地を確認するものとする。
- 2 環境に配慮するための建設機械の不要時の停止の徹底及び効率的利用に努めること。
- 3 施工箇所からの排水にあたっては濁水に注意し、利水に支障が及ぼさないよう排水方法に配慮するものとする。

第〇章 その他

- 1 工事中の急な気象の変化や、地震には特に注意し、工事箇所付近での避難場所の確保及び避難の発動時期や方法について、施行計画書に明記すること。
- 2 本工事に関わる作業員については、所属名、氏名を安全帽等に明記するよう努めるものとする。
- 3 本特記仕様書及び設計図書に定めのない事項或いは疑義が生じた事項については、必要に応じて監督職員と打合せの上、施工するものとする。
- 4 監督職員は、設計変更に係る必要な測量作業、設計図書、数量計算書等の作成を指示することがある。
- 5 受注者は、受益者及び工事関係者等から意見・要望があった場合は、単独処理することなく監督職員に報告すること。

- 6 受注者は、工事のため使用する道路は常に補修・清掃し、工事完了の際は原形復旧すること。また、既設構造物等に損傷を与えた場合は、監督職員に報告し復旧しなければならない。
- 7 工事に使用するダンプトラック等の車両が一般道路を走行する場合には、「工事名」「会社名」を明示したプレートを外側から読み取れるように表示すること。また、運搬トラック等が過積載となっていないか受注者の責任において常に監視し、過積載運行のないように留意すること。
- 8 過堀等により、土のうを使用して復旧する場合は、植生土のうを使用するものとする。
- 9 受注者は、構造・施工方法等で工事経費を削減できる工種については、監督職員に提案・協議を行い、建設コストの削減に努めること。なお、建設コスト削減の提案を採用した場合には、変更の対象とする。
- 10 請負者は、コンクリート工事に使用する型枠合板を新規に購入する際は、宮城県リサイクル製品の型枠合板を購入するものとする。
- 11 工事に関する提出資料は、可能な限り再生紙（古紙配合率70%以上かつ【非塗工用紙】（カラー用紙を除く）の場合は白集中度70%以下・【塗工用紙】の場合は塗工量が帳面で30g/m²以下）を使用し、両面印刷に努めること。